

# 鯨 研 通 信

第 358 号

1984年12月

財団法人 鯨類研究所 〒136 東京都江東区大島3丁目32番11号(大島町ビル)電話 東京 (683) 3621~2  
日本捕鯨協会



## 原住民捕鯨と沿岸捕鯨

日本捕鯨協会 長崎 福三

### I 原住民捕鯨問題の経緯

1931年9月、ジュネーブで作成された「捕鯨規制のための国際条約」には、その第3条に原住民捕鯨への適用除外について、以下のように規定されている。

「本条約は、以下のような条件のもとでは、締約国の領土の沿岸に居住する原住民には適用しない：

1) カヌー、丸木舟又はオール又は帆で推進する、全く原始的な舟のみを使用すること。2) 火薬による武器をもたないこと。3) 原住民以外の人に雇われたものではないこと。4) 捕鯨による製品を第3者に流通する契約をしていないこと。なお、条約第4条には、「ノース・ケイプクジラ、グリーンランド・クジラ、ミナミ・セミクジラ、太平洋セミクジラ、ミナミ・ビグミー・セミクジラを含むセミクジラの捕獲又は殺りくを禁止する」ことが規定されている。この条約は前記のような条件をもつ原住民捕鯨には適用しないので、どのような鯨をも自由に捕獲することができた。この条約には「原住民」の定義は示されていないが、ここに言う原住民捕鯨とは明らかに能率の悪い、原始的な捕獲法だけを意味しており、動力船や火器を使う、多少とも能率のよい捕獲法は除外されている。

このような原住民活動を適用から除外するという措置は、他の国際条約にも採用されている。例えばアメリカ・カナダ間の「渡り鳥の保護条約」や、「北太平洋おっとせいの保存に関する条約」などがこの例である。後者の条約ではその7条に次のような内容の規定がある：「この条約の規定は……インディアン、アイヌ、アリネート又はエスキモーであって……カヌーに乗って、従来行ってきた方法により、かつ火器を用いずに、おっとせいの海上猟獲に従事するものに対して

は適用しない。ただし、狩猟者が他の者に雇用されていないこと及び他の者に獣皮を引き渡す契約を結んでいないことを条件とする」。ここでは原住民をはっきりと規定している。

1946年に締結された現行の捕鯨取締条約にも、この考え方は取り入れられている。ただし、ここでは原住民捕鯨の許可（適用除外という形ではない）は条約の附表に示されており、条約本文には含まれていない。この条約では本文は手続上の規定を述べており、具体的な捕鯨規制に関する事項はすべて附表で取扱われている。ここでは、1931年の条文にみられた1)~3)の条件は姿を消し、4)に相当する内容、つまり肉及び製品が専ら原住民によって地方的に消費されるべきことが条件になっている。つまり附表2項によれば、「肉又は製品が専ら原住民による地方的消費に用いられる場合を除き、コククジラ又はセミクジラの捕獲又はセミクジラの捕獲又は殺りくを禁ずる」とある。ここでは使用する船の性能又は捕獲方法については規定はない。つまり能率のよい近代捕鯨船を使い、捕鯨砲をもって捕獲してもよいし、原住民自身が捕鯨を行わなくても差支えないことになる。ただ、「肉又は製品が専ら原住民による地方的消費に用いられ」ればよい。この点は1931年の条約の原住民捕鯨に対する考え方と著しく異なる点である。当時、南氷洋を中心に世界中の海域で近代捕鯨が活躍していた時代であったため、捕獲頭数もごく少ない原住民捕鯨の問題など殆んど関心の外にあったものと思われる。近代捕鯨の発展、管理、低落という背景の中で原住民捕鯨問題はしばらくこのような状態がづく。

1959年、捕鯨委員会第11回年次会議で当時の附表9に記されていた「地方的消費」の内容が論議された。

9項a)及びb)では、「このような鯨の肉が人間又は動物の食料として地方的消費に使われる場合」には陸上基地で捕獲されるべき制限体長以下の小型クジラの捕獲も許可されている。この条項は原住民捕鯨とは直接結びついてはいないかもしれないが、「地方的消費」という用語の理解の助にはなる。論議の結果、次のような解釈が合意されている。附表9項の制限体長未満のクジラの特別な容認規定は、生鮮、冷蔵、冷凍をとわず、鯨肉が人又は動物の食料として、根拠地所在の国内で消費されるものみに適用され、肉が輸出される場合は「地方的消費」とは認めない。つまり「地方的消費」とは国内消費のことであり、輸出は含まれないということになる。もし、この定義がそのまま原住民捕鯨の場合の「原住民による地方的消費」に適用されれば、輸出さえしなければ、どのような方法で捕獲しても原住民捕鯨の適用の範囲内に入ることになる。

1961年、第13回年次会議において、グリーンランド原住民捕鯨に関するデンマーク提案が論議され承認された。北大西洋におけるザトウクジラの捕獲は禁止されているが、グリーンランドの50トン未満の捕鯨船がグリーンランド沖合海域で毎年10頭のザトウの捕獲が許され、またグリーンランドのような未開発地域では例外的に捕鯨船上で解体、処理することが認められるべきであるという主旨の提案であった。グリーンランド住民による捕鯨の特殊事情にかんがみ、委員会はこの提案を承認している。この時点で初めて原住民捕鯨に頭数規制が適用されたことになる。

また、第13回年次会議でデンマークの代表は技術委員会において、グリーンランドに関する限り、附表2項の「原住民」という用語は妥当性を欠くし、用語を変えるよう提案している。この問題は第14回会議でも継続討議されたが合意に達せず、1963年の第15回会議ではデンマークはこの提案を撤回している。

1964年、第16回会議において、アメリカ代表は附表の第2項の変更を提案した。つまり原住民の権利(捕獲に関する)が商業的利益のために濫用されることを避けるという目的のため、次のような表現に改めるよう提案し、合意されている。つまり、「原住民又は原住民のために締約国が行い、しかもこれらの鯨の肉又は製品が専ら原住民の地方的消費に使用される場合を除き、=クジラ又はセミクジラの捕獲又は殺りくを禁止する」と書き改めることになった。ここで一つの新しい要素が入ってきた。原住民捕鯨は原住民の手にたよらなくとも、原住民のためのものであれば、政府がこれを行っても適用除外の範囲に入るというもので

ある。本来このアメリカ提案の主旨は、アラスカの北極クジラを対象とするエスキモーによる捕鯨では、しばしば鯨を傷けながら捕獲できない場合があるので、このような損失をなくするため、能率的な方法で原住民に代って捕獲し、捕獲物を原住民に引き渡すというものであった。しかし、実際にはこの修正にもかかわらず、アラスカの北極クジラの捕獲はその後エスキモーの手によって行われてきた。この修正により、ソ連は原住民のため北極海で=クジラを捕鯨船で捕獲するようになった。この方法は今でもつづいている。ここまでくると、原住民捕鯨の理解は1931年の条約とはかなりかけはなれたものになってきた。

その後、しばらくの間は原住民捕鯨に関する論議は殆んどなかった。この期間、捕鯨のモトラリアム問題が毎年のように論議され、新しい管理方式による管理規制が実行に移され、IWCとしては困難な、そして複雑な課題を処理していた時代であった。しかし、この間も科学小委員会(SC)は原住民捕鯨が対象にしているクジラについて、その動向に関心をもちつづけていた。1972年の第24回年次会議において、SCはグリーンランド、アラスカ及びソ連北極圏における=クジラ、北極クジラ、その他のクジラを対象とした原住民の捕殺について、より充実した情報を手に入れるよう要求した。特にアメリカに対しては北極クジラの損失割合を下げるような措置をとるよう要求した。

1972年、アメリカはクジラと関係のある二つの法案を成立させた。一つは海産哺乳動物保護法であり、他の一つは絶滅つに瀕した種に関する法律である。この二つの法律にも原住民に対する適用除外条項が含まれている。前者には北太平洋又は北極海の沿岸に住むインディアン、アリュート、エスキモーは海産哺乳動物の捕獲禁止から除外されている。但し捕獲は「生存の目的」のためか、又は「手芸品及び衣料の伝統的製品を作成し販売する目的」の場合に限られる。但し商務長官が、資源が危険な状態にあると認めた場合は、たとえば原住民による捕鯨も規制の対象になることが示されている。後者の法律では「生存のため」の定義を「原住民の消費のために、アラスカの原住部落及び町で魚又は野生動物の体の一部を売ること」とし、手芸品や衣料で伝統的な原住民の品物を含む、食用に供されない製品は州間での通商もできるとしている。

1976年、SCはアラスカの北極クジラはその初期資源量および現在の資源水準からみて、危険な状態にあり、可及的速かに捕鯨の増大をとめる措置を講ずるよう勧告した。さらに1977年にはSCは北極クジラの5

つのストックをすべて保護資源と査定し、特にベーリング海のストックは最も注意を要することを報告している。1850年時点での初期資源は11,700~18,000頭、現在水準は6,000~2,000頭と推定した。従来、このクジラはエスキモーにより darting gun によって捕殺されていたが、shoulder gun が導入されてから、「傷を負っても捕獲されないもの」"struck and lost"の数が多くなったと指摘している。失われた頭数は1973年には10頭であったが、1977年には79頭と増加している。この資源は過去40年間、商業捕鯨は行われず、保護下にあったにもかかわらず、現在、最も危険な状態にあるとするSCの見解に対応し、委員会はこのストックを保護資源と確認し、附表7の文章から、「又はセミクジラ」を除くことが合意された。これに対し、アメリカ代表は原住民の生業権と資源保護のジレンマの状態にあることを述べている。この頃から原住民捕鯨の問題は専らアラスカの北極クジラについて論議されることになる。

1977年12月に東京で行われた特別会議において、アメリカはアラスカ・エスキモーの生業及び文化的必要性にかんがみ、1978年には、ごく控えめな捕獲を許可するよう提案した。これに対しSCは、たとえ少数であっても捕獲を行うのは好ましくないという見解を繰返し述べている。結果として、発砲数が18、捕獲が12頭と決定している。

1978年の年次会議で、アメリカは北極クジラの調査方法を改良し、測定地点の位置などを変えて、より確からしい推定数をSCに報告した。これによるとアラスカ沿岸の総数は2,260頭で、従来の推定頭数をはるかに超えていた。しかし仔数数が意外に少く29頭と推定されている。討議の結果、次のように決定している。1) 1973年は発砲数が20又は捕獲が14頭のいずれかに達した時点で停止。2) 1979年は発砲数が27又は捕獲が18頭のいずれかに達した時点で停止。3) 仔数又は仔数をつれた北極クジラを撃ち、捕獲し、又は殺すことを禁止する。一方、グリーンランドのザトウクジラについてはSCは、原住民により10頭までの捕獲が許されているが、これを取り消してナガスクジラに代えるべきことを提案した。デンマーク代表は原住民の生業や資源的側面を考慮すべきことを主張し、結果としては委員会は西グリーンランドのナガスクジラの捕獲制限を4頭から15頭に引き上げるが、但しナガスとザトウの合計頭数を15頭をこさないこととした。また、北極海のコククジラについては、委員会は東部ストックを維持管理ストックとして捕獲数178頭、

西部ストックを保護ストックとして捕獲をゼロとした。

さらに委員会は原住民による捕鯨の問題全般について共通の考え分を作成する必要があると認め、技術小委員会(TC)に作業部会を設置した。1979年2月、「原住民一生業のための捕鯨」について専門家による会議をシャトルで開催し、この結果は1982年にIWC報告、特別号4として報告されている。この会議の全体としての結論は以下のようなものであった。つまり生物学的にみれば、もし資源の回復を意図するならば、ベーリング海の北極クジラは捕殺すべきではない。北西アラスカのエスキモーの食糧として、北極クジラに代る多くの海獣や野生生物資源があり、単に栄養の面からみれば、他の代替食品があるので、北極クジラがなくともなんの不都合もない。しかし、このような変化(クジラをとらないこと)は捕鯨社会の文化に顕著な影響を与えることになろう。このような措置を適用しようとするときは、地方的社会にとって、そのもたらす影響を調べ、充分な理解をうる必要があるであろう。

1979年春、アメリカが行った北極クジラのセンサス調査によると、資源量は1,784~2,865頭、中間点は2,264頭、補充の年増加は2.5~3.5%。1973~78年の期間を通じ一年間の平均殺りく数は45頭で、このうち90%は未成熟獣であった。もし死亡率を4.0~8.5%の範囲とすれば殺りくしなくとも資源は減少することになる。従って生物学的にみれば、唯一の安全な方法は殺りく数をゼロにすることであるとSCは繰返しのべている。しかし委員会はこの年も18頭の捕獲又は26の発砲数を1980年の割当として決定している。

1980年年次会議でSCは北極クジラの初期資源量及び現在の資源量を推定し、現資源量は初期の資源量の6~23%であるとした。そして、ここでも繰返し漁獲をゼロにするよう勧告している。従来、委員会は生物学的考慮以外の配慮のため捕獲をつづけてきたが、もし将来もそうするならば捕獲は未成熟のものに限り、struck and lost をゼロにすることが必要であるとされている。また、北極クジラをコククジラで代替できないかという問題が検討されたが、コククジラはベーリング海峡以南でしか捕獲できないし、漁期も夏であり、捕鯨以外の仕事の都合上具合が悪いということで、この考えは放棄された。委員会の決定は1981~83年の3ヶ年間の割当として45頭の捕獲、65の発砲数とし、1年に17頭をこえてはならないことが合意された。また、この会議で技術小委員会に特別作業部会を

設け、原住民の生業のための捕獲についての指針と資源の管理原則を討議することとした。この部会にはTC及びSCの代表及び原住民の代表を含めることとした。

1981年年次会議のSCの報告によると、1980年のセンサス調査による北極クジラの資源量は2,247~2,671頭と計算され、これは1978年の推定値と近似している。一方、1848年の初期資源の推定は9,000~18,000頭とみられ、現在の資源量は初期のその10~32%となる。しかし、仔獣の割合は全資源の3.4%と、他のクジラと比較して依然低い値を示している。いまstruck and lostの死亡率を75%と仮定すると、1980年の殺りく数は資源の約1.3%となる。自然死亡を他のヒゲクジラのように4~8.5%の範囲にあるとすれば、捕獲を全く行わなくとも資源は減少するかもしれないと考えられる。したがって小委員会は当然資源の絶滅の危険性をやわらげるために割当量をゼロにするよう勧告している。

1981年年次会議に先立つ一週間、TCの特別作業部会が開かれ、生存のためのクジラの管理原則と指針についての討議が行われた。この会議で統一した見解を導き出すことはできなかったし、多くの異なった意見が述べられたが、以下の3点についての勧告が合意された。

1. この作業部会の報告は締約政府に伝達され、コメントを求めること。
2. このような各国政府のコメントを検討する推進小委員会を設けること。
3. さらに作業部会を開催する必要があるかどうかを検討すること。

なお、東部太平洋のククジラについては維持管理資源と認められ、割当数を179頭とした。

1982年(第34回)年次会議では昨年の作業部会の報告が締約国に送付され、コメントを求めたのに対し、アルゼンチン、デンマーク、インド、日本及びアメリカからコメントが寄せられた。一方、特別作業部会の運営委員会はその報告中に、原住民捕鯨にたづさわっている人々の文化的、栄養的な面からのクジラの必要性を考察する常設小委員会を設けるよう勧告している。この勧告は委員会で採択されている。原住民捕鯨の管理措置に関して、デンマークは附表の修正を提案し、この案について論議が行われたが、結局以下のような内容の管理措置が採択され、附表に加えられた。

(1) MSY水準又はそれ以上のストックについては、原住民の生業のための捕獲数はMSYの90%をこ

えない範囲で許可される。

(2) MSY水準以下であるが、ある最小水準以上であるストックについては、原住民による生業のための捕獲数は、ストックがMSY水準に向うような水準の範囲内で許可される。

(3) 上記の規定は最良の科学的助言に基づいて、つねに再検討され、遅くとも1990年には委員会はこちら規定のクジラ資源に与える影響の包括的評価を行い修正を考慮する。

さらに上記規定の脚註として以下の内容が加えられている。「委員会は科学小委員会の助言にもとづいて、(a)個々のストックごとに、それ以下ではクジラを捕獲してはならない最小のストックの水準及び、(b)個々のストックについてMSY水準に向う増加率を可能なかぎり明らかにする。科学小委員会は最小のストック水準及び異なる捕獲水準下で、MSYに向う増加率の範囲について助言しなければならない」。

1983年の年次会議では、前年設置された原住民生存捕獲の栄養、生存及び文化的必要性について検討する常設委員会が開かれ、アメリカ及びデンマークからそれぞれ文書が提出された。アメリカはエキスモー社会における北極クジラの重要性を強調する文書を提出し、人口及び捕鯨に参加する人の数などを基礎に部落別に必要数を計算し、最低26頭の陸揚げ、35回の発砲数の必要性を提示した。デンマークも文書を提出し、グリーンランドの人口の $\frac{1}{4}$ ~ $\frac{1}{2}$ は捕鯨に依存しており、残りの方々もクジラ製品に依存していること、鯨肉はグリーンランドで消費される肉の $\frac{1}{4}$ を占めており、予防医学的見地からみても現在程度の捕獲の継続の必要性を強調した。

一方、SCは資源の絶滅を防ぎうる「最小資源水準」は現在の知見からは明確な結論をだせないとした。北極クジラは現在頭数を3,837頭(昨年の推定と同じ)と合意したが、最小資源水準については結論をえていない。結局SCとしては、もし委員会が割当量を設定するのであれば1年限りのものとし、1984年には22回未満の発砲数という勧告を行った。結局委員会では1984~86年の3年間の発砲数を43、1年間の陸揚げ数を27頭とすることが合意されている。なお、西グリーンランドのザトウは捕獲枠が9頭、ミンクは300頭(但し1984、85年漁期で合計588頭)、ナガスクジラは6頭と決定した。ソ連によるククジラの捕獲枠は179頭となった。

## II 原住民捕鯨の定義

以上の経緯をみても、原住民捕鯨、生業のための捕鯨についての解釈は必ずしもはっきりしていないことが分る。1931年条約には特別に認められるべき原始的捕鯨の内容が規定されていたが、1946年条約では、これが必ずしも明らかでなく、時と共にその内容は1931年時点の解釈から遠ざかっている。1931年の条約規定を適用すれば、現在、原住民捕鯨と認められるような捕鯨は殆んどない。原住民捕鯨も時と共に変わってきたし、原住民捕鯨に対する委員会の解釈も変わってきたことになる。1931年、ブライトンで行われた「原住民による生業のための捕鯨についての管理原則及び指針の発展に関する技術小委員会特別作業グループの報告」(IWC/33/14)には、これらの用語についての定義が試みられている。これによると：

原住民/生業捕鯨：「地方的原住民の消費のために、原住民の人々による、彼等のためのもので、彼等は捕鯨及び鯨の利用に、ひきつづき伝統的に依存しているという点で、強い社会、家族及び文化的な団結をもって結ばれているもの」。なかなか分りにくい表現であるが、実態的には「原住民の人々」の定義がないので結局ははっきりしない。

地方的住民の消費：「地方的原住民の栄養上、生業上、及び文化的要求に応じ、原住民が鯨製品を伝統的に使用することであり、この用語の中には生業のための捕獲の副製品の取り引きも含まれる」。

生業のための捕獲：「原住民による生業のための捕鯨による鯨の捕獲」ということで、これも一向にはっきりしない。

Mitchell & Reeves (1980)<sup>\*</sup>は「アラスカ北極クジラ問題：一つの所見」を発表し、この中で原住民捕鯨について以下のような定義を試みている。

原住民捕鯨：「土着の地方的住民によるもので、地方で記録されている歴史をこえた期間にわたって行われてきたものであり、製品が地方的に使用されるもの」。

地方的捕鯨：「捕鯨を行っているグループが恒久的に棲息している地域又はその近くで行う捕鯨」。これに対し、部分的であれ、恒久的な棲息地域の外で行われる場合は地方的捕鯨とよぶよう提案している。しか

し、具体的には恒久的な棲息区域の内容が明確ではない。

原始的捕鯨：「有史以前に開発されたものであり、罾、網、手動の銚又は罾やバクテリアを用いる道具又は方法で行う捕鯨」。これに対し、ボートを使うような捕鯨を19世紀捕鯨とし、その後の火薬を用いるものを近代捕鯨とよぶ。

生業捕鯨：「部分的にも現金を用いない経済をもつ地方民によって行われるもので、製品は地方的消費に当てられ、かなりの部分のものが人間の食用となる場合」。これに対し、商業捕鯨とは現金経済の中で一つ又はそれ以上の製品を売る目的で行うものと定義している。

伝統的捕鯨：「狩猟グループの文化に、長い間根ざしてきた方法又は用具を使い、長期間にわたる捕鯨の歴史をもっているもの。用具は地方的に集められ、又は作られた物資を使って作られたもので、エンジンや火薬を用いない」。これに対し、方法は伝統的であるが、かなり近代的な用具、例えば火薬、火薬輸送のための車などを用いるものを過渡的捕鯨とし、他の近代捕鯨を機械捕鯨とよぶ。

このような定義にもとづいて、Michell and Reeves は、現在原住民によって行われている捕鯨を以下のように分類している：

1) グリーンランド西岸で、ヨーロッパ人とエスキモーの混血である西グリーンランド人によって行われている捕鯨で、対象種は小型クジラ、ザトウ(10頭)、ミンク(200~300頭)、小数のマッコウ、ナガスで、肉は地方的消費に当てられている。カッターや小型船でカヌーをのせている。ミンクの場合は小型船からライフル、銚をうつ。この捕鯨は原住民捕鯨と規定できる。

2) アゾルス及びマデイラ島附近でポルトガル漁民による捕鯨で、主としてマッコウ、マデイラでは時としてセミクジラをとる。おそらく18世紀中頃から行われていたものと思われ、油と肉は商業的に売られている。ボートと銚による捕鯨である。原住民捕鯨ではないが、地方的捕鯨と規定できる。

3) カリブ海諸島で行っている捕鯨で、セント・ビンセント、ベクイア、セント・ルチア、などが含まれる。ベクイアではマッコウクジラが好まれる(年間5頭ほど)が、セント・ビンセント、セント・ルチアではゴンドウ、マッコウその他の歯クジラが対象になる。肉は地方的消費で油は輸出されている。ボートと銚を用いる。原住民捕鯨ではないが、生業のための商

\* Michell, E. D. and Reeves, R. R. 1980. The alaska bowhead problem: a commentary. Arctic 33 (4): 636—723.

業捕鯨である。

4) ベーリング海、チクチ海、ビニツホート海のアラスカ及びカナダ沿岸、シベリヤ沿岸で、エスキモー又はエスキモーと白人の混血によって行われている捕鯨で、アラスカでは北極クジラ、コククジラ、ミンク、ベルーガ；カナダではベルーガ；シベリヤではコククジラ、ベルーガと少数の北極クジラなどが対象になる。肉などは主として地方的消費であるが、ヒゲなどの工芸品は売られている。モーター・ボートが使われ、漁法としては darting gun, shoulder gun やライフルも使われ、輸送用にはスノー・モービルも使われている。ソビエトでは捕鯨のため、商業用の捕鯨船を用いている。したがって原住民的性格から商業捕鯨までの要素を含んでいる。

5) ポリネシヤのトンガで行われている捕鯨で、ザトウクジラを対象とするらしい。肉とブラザーは地方的に消費されている。ボートを用い鉋が使われているが、砲をもった船もある。原住民、地方的、そして生業のための捕鯨である。

6) インドネシヤ原住民によるチムール (Timour) 列島、主としてレンバタ (Lembata) 島附近の捕鯨で、小型クジラ、マッコウを対象にしている。すべての製品は地方的消費に向けられており、ボート、鉋、砲などを用いており、これも原住民、生業捕鯨と認められる。

ビーターセン、レムケ、カベルは、IWC技術委員会生存捕鯨に関するグループに対する資料として提出した「グリーンランドに於ける生存捕鯨」(TC/33/WG/S3)の中で、次のような定義を下している：

原住民：このことばの概念が関係している全分野に適用できるような定義を明確に述べることはむづかしい。グリーンランドの場合、原住民ということばの概念は、下記の人々を除いたすべての住民にあてはまると言えよう。除外される人々とは、(1)何年かの任期で雇用されている。即ち、グリーンランドを自分達の本国だとみなしていない公務員、(2)グリーンランドにある、グリーンランドの会社でない会社に、一時的に雇用されているが、グリーンランドと生涯係りがあるわけでない社員、(3)基地、空港などに雇用されている、グリーンランドと生涯係りがあるわけではない職員、及び、(4)グリーンランドと生涯係りがあるわけではない離島気象観測所などの職員である。

地方的消費：グリーンランドの場合には1979年4月、生存捕鯨に関する技術委員会作業グループの報告書に提案されていた定義があてはまる。つまり、「地

方的消費とは、捕獲に参加した者、又は、その地域社会に住んでいる他の人々、又は、その地域社会以外の地に住んでいるが、その地域住民が家族的、社会的又は文化的なつながりを共有している人々による消費を意味する」ということである。

生存捕鯨とは、クジラが明らかに地方的消費のために捕獲される場合の捕鯨を意味する。

また、原住民による生存捕鯨の管理原則とガイドラインの設定に関するIWC技術委員会作業グループの「合衆国報告」では次のような定義を与えられている：

土着の人々：土着の人々とは、原住民或いはその土地固有の人々で、原住村の永久的居住者で、その歴史から知る限り生活のための捕鯨を行ってきた。土着の人々、原住民、その土地固有の人々は、この報告では同義に使われ、置き換えることができる。

生存捕獲鯨：生存のための捕獲鯨とは、原住民によって捕獲され個人的消費に使われる鯨のことである。たとえば、食物、衣類、住居、手工芸品、道具、運搬、そして他の個人的使用に用いられ、伝統的な原住民の手工芸品のように、鯨の体の一部の販売を含む。それ以外の方法で、それ以外の目的のために体の一部が売られる鯨は含まない。

地域的消費：地域的消費とは捕獲物の原住民による生活のための使用のことである。

おそらく、このような「原住民捕鯨」の定義を、さらに繰返しても、明瞭な、そして誰にでも納得のいくような表現は難しだろう。1931年の条約が規定している原住民捕鯨から離れた以上、限りなく、商業捕鯨に接近することになり、原住民捕鯨と商業捕鯨との境界を劃することは論議の多い問題を含むことになる。

さて、さきに引用した「原住民による生存捕鯨のための管理原則およびガイドライン作成に関する技術委員会特別作業部会の報告書」(IWC/33/14)によると、作業部会は、地域共同体によって生存の捕鯨が行われており、IWC締約国の権限の下に入っている2つの地域での捕獲を認めている。第1はベーリング、ビーフォートおよびチクチ海であり、第2は西グリーンランドである。これら原住民の生存捕鯨はいつれも長い歴史をもっているが、その内容は時と共に変化してきている。捕獲方法をとってみると、現在使用されている方法は鉋、ポンプランス、シヨルダーガンで、原始的方法是姿を消している。ソ連領のチクチ海では捕鯨砲をもった大型の捕鯨船さえ使われている。

上記3海域で捕獲されている鯨種は、ほとんどが、以前に商業捕鯨により大量に捕獲されていたものである。このうち東太平洋のコクジラの資源は明らかに回復している。現在の捕獲数は年変動があるが、西グリーンランドで230頭前後（主としてミンク）、チュクチでは180頭前後のコクジラ、アラスカでは20頭ほどの北極クジラであり、いづれの地域でも総捕獲頭数は1950、1960年代のそれより多少増加を示している。捕鯨に従事している人口は、アラスカでは9つの村で合計6,000人と推定され、グリーンランドでは明りような数は不明であるが、海洋哺乳類の捕獲がおよそ1万人の人々の主要な生存源となっていると推定されている。そして4万人が鯨製品を利用しているといわれる。チュクチ海では14,000人が鯨製品を消費している。

クジラの最も重要な製品は、人間の消費する食用の肉とムクタック（ブラバー付鯨支）であり、また燃料用の脂、ヒゲや骨による各種の手芸品である。製品は通常地元の人の手によって分配されるが、ある場合には、実際に捕鯨が行なわれている沿岸から、離れた共同体へ送られ、使用されることがある。このような共同体は伝統的に肉を中心とする製品を受けており、直接的に捕鯨操業にたづさわっている共同体より依存度が低いとはいえ、鯨製品はその生活に重要な役割を果たしている。ある地域では、クジラは伝統的に地域共同体の所有物と見なされており、いまでも製品は、捕獲に直接従事していない場所も含め、地域共同体の中で分配される。他の地域では鯨肉分配は伝統的なパターンに従い捕鯨キャプテンの責任で行われる。ある地域では生存のために取り引きの必要が生じてきた。これはある意味で運輸施設が改善されたことと、伝統的な物々交換システムに代わり、貨幣システムが普及してきたためである。原則的に他の生活必需品を買うために鯨製品を販売することと、物々交換をすることとの間に違いがあるかどうかは論議があるところである。手芸品は現金入手が目的であるが、これらは生存のための漁業が生む副産品である。

1979年、シャトルで行われた原住民による生存捕鯨に関する専門委員会、次のような点が確認されている。(1)生物学的見地から言うと、唯一の安全な道は、北極クジラ資源がその数を十分に回復するまで、完全に保護すること。(2)栄養学的見地からみると、北極クジラは、エスキモーの日常食の中で、他の広範囲にわたるさまざまな資源からは得られないような特別な食物を何ら提供するわけではない。(3)エスキモーの村の

近くには、その日常食の中で北極クジラに代わりうるたくさんの野生生物資源が分布している。おっとせい、せいうち、コクジラ、鳥、魚、そしておそらく北極ぐま、カリブーなどがみられる。(4)捕鯨活動を強制的に変えてしまうことは、エスキモーの文化状態に悪影響を与えることになる。(5)エスキモー社会の指導者とよく相談し、意見を取り入れた上で、取締りや他の規定の提案をしなければならない。

そして、次の2点が合意された：(1)生存捕鯨の定義は、近代技術の使用を妨げるものではなく、銛を打たれても回収できないクジラの割合をさらに小さくするために、現在使はれている道具、火薬及び砲を進歩させることを勧告するにたる良い理由があること。(2)コクジラが北極クジラの代替として利用される程度をさらに調査すること。

これらの見解や提案は、明らかに原住民が地方捕鯨資源を必要の限度内で利用することを支持している。そして、その利用法として、非能率的な原始的方法にこだわることなく、むしろ積極的に能率化、近代化をすすめている。それは、従来の「原住民捕鯨」から離れた別の形の産業を指向している。しかし、どのような形のものであれ、原住民又は地方的社会の生存のための捕鯨を維持するという点では変りはない。

### Ⅲ 原住民捕鯨から沿岸捕鯨へ

前項のレビューからみて、「原住民捕鯨」の實質的内容は、時とともに変わってきたということが理解できよう。原住民捕鯨という概念は必ずしも固定したものではないし、原住民そのものも変わりつつある。グリーンランド人のように、「原住民」はその人造と混血するし、当然人口は増加する。人口の増加は当然鯨肉への需要の増大に結びつく。現に、グリーンランド人口は最近急増し、食料としての鯨肉の需要が増大しており、地域市場は需要が満たされる状態からはほど遠いという。最近ではグリーンランドでは鯨肉は高いので、寮制の学校とか病院のような限られた予算をもつ公共の組織では、望む程には十分に鯨肉を手に入れることはできない(IWC/35/AB1)。また、アメリカ政府は、北アラスカにおける原住民捕鯨の必要頭数の算出を次のように行っている。最近、原住民の数は増加し、移動している捕鯨クルーの数は1960年代初期の約2倍の100単位、1977～83年の期間は89～104の間を変化している。1960～83年の24年間に、年平均で69のクルーが、この期間を通じ439頭をあげていることになるので、年間で18頭、クルー当たり0.26頭になると

いう。これを現在のクールの数 100 にかけてと 26 頭となる。ここでも人口増加にともなう着業者数の増加を見込んでいる。

捕鯨の方法も、「原住民」から連想される原始的な漁法はむしろ積極的に否定され、能率のよい、ロスの少ない近代捕鯨法にきりかえられていく。グリーンランドでは、小さなクジラの場合は手投げの銚とライフル銃が使われ、舟も小馬力のもので、時には数隻の舟が協力して行う。しかし、ミンククジラの場合は、殆んどが非破壊銚を使う捕鯨砲のついた小漁船が使われ、必要な時には大口徑のライフルが併用される。ナガス、ザトウの場合には大型の砲のついた数隻の船が必要になる。このように捕獲法もしいに能率化されてゆく。ソ連領ベーリング海では原住民に代って捕鯨船が年間 140 頭にのぼるコククジラを捕獲している。ここではもう「原住民のため」ではあるが「原住民による」捕鯨ではない。

原住民の食べものも、その特殊性、伝統性を保ちながらもしいに一般的な食性に接近してゆく。これもまた当然なことである。原住民の定義がどうであれ、地方的な人々がより健康的なバランスのとれた食べ物を摂ることは好ましいことである。このような意味で「原住民」の生活は、かぎりなく「非原住民」の生活に近づく。しかし、そのことは「原住民」がクジラを必要としなくなるということの意味しない。クジラと地方的住民の関係はいぜんとして強調される。シャトル会議の報告にもある通り、「捕鯨とそれに伴う活動の複合体は、北アラスカの捕鯨共同体の文化、社会の中で、おそらく最も重要な唯一のものである。これは社会統合のための秩序、政治支配、儀式・活動、伝統的教育、人格の価値、そしてエスキモーの独自性の象徴である」。ノース・スロープ・パールーフの市長エベン・ホブソンは次のように述べている：「クジラは我々の生活と文化の中心である。我々はクジラによる人間である。クジラをとり分けることは、我々の聖餐であり、過ぎ越しの祝である。捕鯨に伴う祭は、我々のイースターであり、クリスマスであり、生命の神祕を祭った北氷洋の儀式である」。さらに、Michel & Reeves は次のように、ランチス(1932)の所見を引用している：「同じような捕鯨の儀式的事があちこちに分布してみられるので、それらはまるでカムチャッカからハドソン湾（おそらく、いつか日本からグリーンランドとはっきり言えるようになるだろう）、バロウ岬からワシントンまでの全ての地域の捕鯨民族をつなぐ鎖のようである」。北太平洋の沿岸部に棲む地方

的な人々が、種類は異なるが、それぞれ利用しうるクジラに依存してきた様子が理解できよう。

いわゆる「生存捕鯨」の内容もしいにその幅を広くしつつある。「生存」を、直接食物を獲ることと狭義に解釈し、食物や他の生活必需品を買うための狩猟は生存狩猟とは見做さないという立場もある。この立場をとれば、海獣類の毛皮の捕獲、クジラのヒゲ、骨などの採集は生存の目的ではないことになる。しかし、前述のカベルなどは、グリーンランドの捕鯨について、次のような結論を述べている。「もし我々が生存狩猟を自己のための必要を充たす狩猟と考えるならば、それは必ずしも自分（個人）の消費を意味するものではなく、「自己の消費のための狩猟」は流通システムを通じない狩猟と考える。グリーンランドの狩猟について言うと伝統的な流通システムが物々交換という関係の上に成立していることが狩猟にとっての重要な要素となる」。そして、さらに「生存のための狩猟は家族、世帯のための狩猟であって、これに伴う流通システムはその属する地域社会が産物を分配することをもって、地域社会の生存が確かなものになるという意味をもっている。このような観点でみるなら、現在のグリーンランドの狩猟は主として生存のための狩猟であり、ごく小規模な商業的要素を伴う生存狩猟として特徴づけられる」という。自己の食物の採捕から採捕したものの物々交換、さらには小規模の商業的取引、と、しいに「生存」の内容が広がってきている。

グリーンランドの捕鯨は、狩猟と漁業の組み合わせられた操業形式の中での必須の一部分になっている。地方民は捕鯨、アザラシなどの狩猟に漁業を加えた形で、生業のための操業を組み立てている。その形は、しいに「ノルウエーの小型捕鯨」に似たものに近づいてゆく。ここでノルウエーの小型捕鯨について見てみよう。ノルウエーの小型捕鯨は、通常の魚を対象にした漁期以外に漁民が一般漁船を使って小さな鯨を捕獲するといった季節的、補助的操業である。船の大きさは平均 50 トンで、長さは 40~80 フィート、乗組員は通常 3~6 名で、その多くは家族か友人によって構成されている。特に北ノルウエーでは捕鯨への参加は漁民とその家族に必要な年間収入を確保するために欠かせない仕事である。現在、ノルウエーの小型捕鯨者が捕獲している唯一の種であるミンクは、ほとんど例外なく食肉として地域住民の消費のために利用されている(85~90%)。輸出はごくわずかである(10~15%)。ノルウエーの小型捕鯨は約 1,000 人の季節労働者によ



って行われているが、もし捕鯨が継続できなくなればこれらの社会のいくつかは、この地域で他の仕事を見つけることが不可能なために、人口減少を余儀なくされる。つまり、北部ノルウエーでは漁業の副業という形で小型捕鯨が行われ、これを除いては漁業による生業も経済的に成り立たないということになる。商業的な生業の維持という意味では、北部ノルウエーの漁村社会が捕鯨に依存している場合は、他地域の「原住民」の鯨への依存よりはるかに深刻であり、重要でもある。もし、IWCが伝統的に考慮してきた「原住民捕鯨」への配慮が、地方的住民の生業の維持にあるとすれば、ノルウエーの小型捕鯨も、そして日本の沿岸捕鯨も、このような路線の上にあることは間違いない。ここでは商業捕鯨とか非商業捕鯨とかいうことは問題ではない。

筆者は、IWCの「原住民捕鯨」に対する問題を、基本的に考え直す段階にきていると考えている。現在IWCが認めている「原住民捕鯨」は、その内容が変りつつあり、将来、鯨への需要が強くなれば、さらに

その変化は大きくなろう。そして、その実態はしだいに沿岸捕鯨に近づいてゆくに違いない。「原住民捕鯨」と地方的な沿岸捕鯨との間に明確な区別をつけることも難しい問題になろう。「原住民捕鯨」の原点は、原始的捕鯨の保存ではなく、地方的社会の生業の維持を主旨としたものであるなら、沿岸捕鯨を含めた新しい対応措置が検討されてよいのではないかと思う。この際にIWCとして最も関心をもつべきことは、これら地方的な鯨のストックを絶めつさせることがないように措置をとることである。カベルなどは、IWC/35/AB1の中で、以下のような提案をしている：「IWCはクジラの捕獲枠以外の事項について勧告すべきではない。絶めつの危険がない資源に関しては、IWCの捕獲枠は「たたき台」としての枠にとどめ、その他の規制措置については国単位で決定すべきである」。地方的ストックの管理・利用については当該国が責任をもって処理すべきであり、その方法には国による、又は地方による変化があつてしかるべきだという見解である。筆者はこの意見に同感である。

## コ マ ツ コ ウ

鯨類研究所 大村 秀雄

コマツコウはマッコウクジラ科に属しているが小型で、体長は3.7m、体重は408kg以下である。頭部はイルカよりもサメに似た形をしていて、口は頭の下側にあって小さい。体の色は背側が黒で腹側は白い。眼と胸ヒレの間に白い模様があつて、これを括弧斑(bracket mark)というが、そのある位置も形も奇妙なことに、魚の鰓蓋に似ているからニセのニラ(false gill)ともいう。この白斑はこの属 *Kogia* の特徴である。

コマツコウは分類学的に随分問題のあつた動物で、7種類まで報告されたが、戦前はこれを1種とみる学者が多かつた。これに対して小川鼎三先生は、戦前から *K. breviceps* と *K. simus* の2種であるとしていた。戦後は山田致知さんが太地で6頭の標本を調べ、その中間報告(1954)を発表されたが、結論はまだ出なかつた。ただ1種説(若い時代は頭蓋骨が *simus* 型であるが、生長するにつれて *breviceps* 型

となる。日本では平坂恭助さんがこの説を支持していた)には強く反対していた。なほ山田さんは上記の括弧斑の形は、日本のものはアメリカ東西両岸のものとなっていることを報告したが、残念ながら、この問題はまだ未解決のまま残されている。山田さんの論文は1954年に発表されているから、もう30年間も放置されていたこととなる。

私も最近コマツコウの論文を鯨研英文報告に2編書いた。1は1981年に高橋さんと共著で発表したものであるが、この標本は1979年9月に茨城県東海村に漂着したもので、死後長時間経過して、白斑そのものを認めることが出来なかつた。2回目は1984年に白木原、伊藤両女史との共著であるが、標本は1981年に北太平洋のまん中で、大目流しに罹つたもので、直ちに冷凍して持参したため、白斑は明瞭に残っていた。それは普通の括弧斑で、アメリカのものと同じであつた。ただしこれは北太平洋のまん中で捕獲されたもの

であるから、日本近海のものを代表させるわけには行かない。

コマツコウが2種類であることを明らかにしたのはアメリカのC. O. ハンドレイ (1966) である。彼は頭蓋骨で、この2種の特徴を明らかにした。いろいろあるが最も簡単なものは、頭蓋骨を上から見た場合、その上部後方の縁が、コーヒー・カップになっているか、いないかである。*simus* ではこの縁がほぼ円形で、しかもその内壁が垂直に立っていて、あたかもコーヒー・カップのようにになっているが、*breviceps* ではいびつになっている。ここに言うコーヒー・カップとは、下が細くて上方の膨んだ紅茶カップではないのである。

さらにもう一つの点は、これも上から見た場合に、ほぼ中央を縦に走っている稜の幅が、頭頂部で広い (20—38mm) のが *breviceps*、狭い (6—14mm) のが *simus* である。この点もはっきりしている。以上2点に注意すれば、先づ間違えることはない。

次に生体の場合であるが、先づ体長が異なる。最初に書いた体長は *breviceps* のものであるが、成熟したものでは2.7—3.4mであり、*simus* では2.1—2.7mである。この開きは大きく、*breviceps* ではまだ哺乳中のもので、*simus* ではもう成熟している場合がある。

次に外部特徴であるが、背ビレの大きさとその附着場所が異なっている。第1図は南アフリカのG. J. Brossの図 (1984) であるが、これで見ると、*breviceps* では背ビレが比較的小さく、その附着位置も体の中央より後方である。これに反して *simus* では大きくて体の中央寄りである。この外に *simus* では喉

の所に溝があるが、*breviceps* にはない。

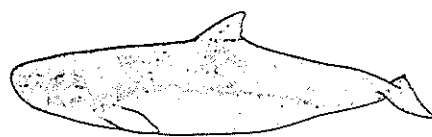
コマツコウでまだ未解決の問題は脊椎骨数である。上記の大村ら (1984) は、暫定的に *breviceps* では52—54、*simus* では55—57としたが、まだ不十分であって今後の調査にまたなければならない。上記Rossの論文では、*simus* の脊椎骨数を52—56 (10例) としている。日本のものより数は少ないが、彼の方は、日本の方が数が多いようだとしている。この両者の間に果して差があるかどうか、それは今後の課題である。

日本産コマツコウは、古くから世界に知られている。それは1868—1879年にパリで出版された。Van Beneden と P. Gervais の *Ostéographie* に日本のコマツコウ (*Kogia du Japon*) として、骨格の詳細な図が記載されているからである。種類は書いてないが、図から判断して *breviceps* であることに間違いはない。その後上記の小川先生や山田さんらの報告があるが、他の種類に較べて、日本の学者の関心が極めて低かったことは事実である。特に既に述べた通り、30年前に山田さんが投げた疑問点が、未だに未解決であるのは残念である。今後漁獲されたり、漂着したりした場合は、眼と立羽の間の白斑 (楯弧斑) の写真を是非撮って載せたいと思うのである。

コマツコウの英文は、*breviceps* が Pygmy sperm whale, *simus* が Dwarf sperm whale である。和名は前者がコマツコウ、後者がオガワコマツコウでよいと思う。但し山田さん (1954) はコマツコウという名前そのものが、抹香と混同される惧があるから、コマツコウを廃してツナビを推奨している。



*Kogia breviceps*



*Kogia simus*

第1図 コマツコウ2種

## せ た し あ

10月25日、東大出版会より2冊の鯨関係の本が出版されました。一冊はD. E. ガスキン著、「The ecology of whales and dolphins」の翻訳書「鯨とイルカの生態」で、遠洋水研の大隈清治博士によって翻訳され

ました。他は、敬E. J. シュライバー著「Whales」の英訳改訂版に伴う邦訳「鯨」で、筑波大学の神谷敏郎博士が翻訳されました。各々の翻訳書は力量にあふれる良書です。皆様も是非御一読下さい。(加藤)